

第七次地域管理経営計画書

(雄物川森林計画区)

計画期間

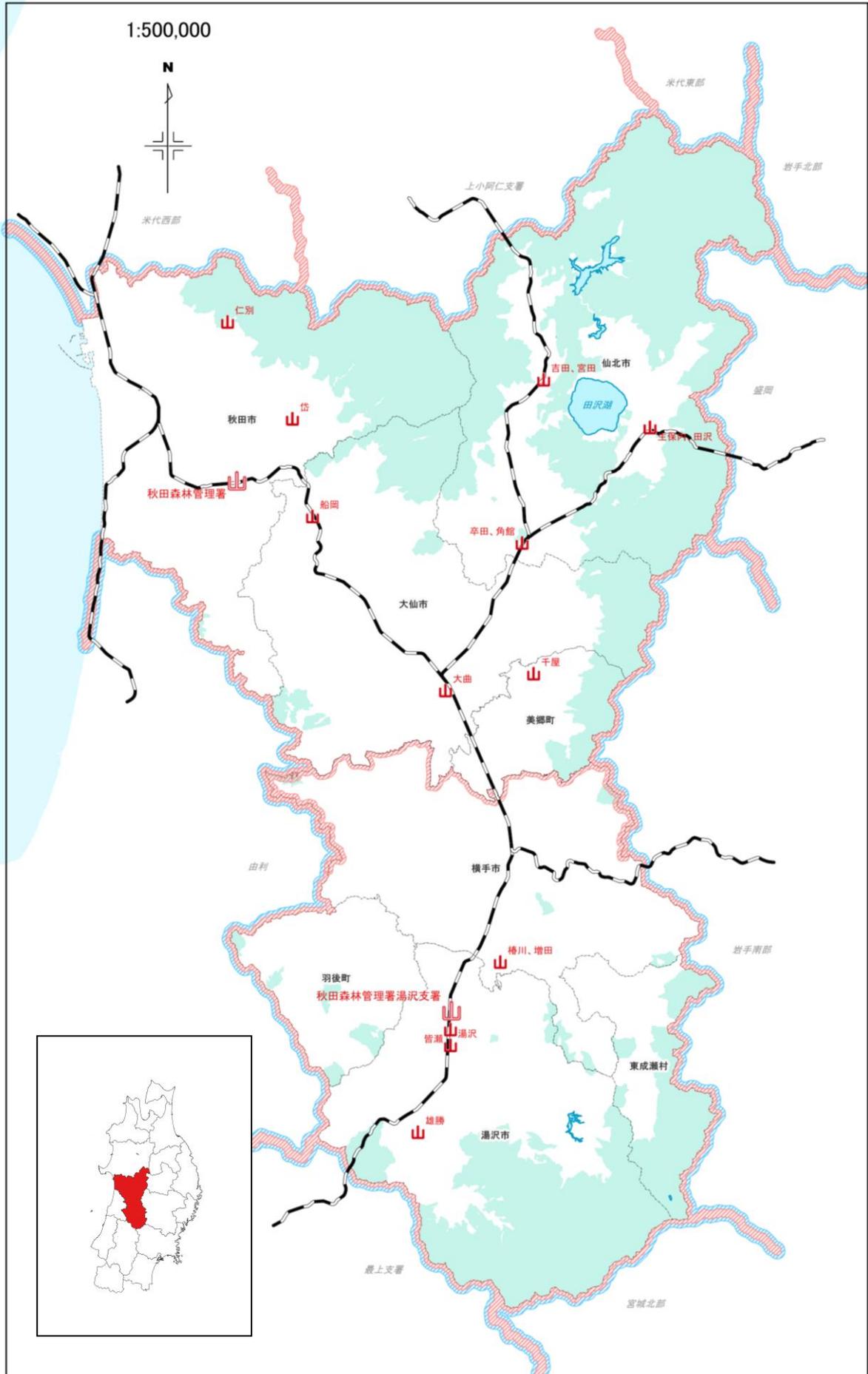
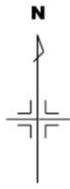
自 令和7年4月1日

至 令和12年3月31日

東北森林管理局

この地域管理経営計画は、国有林野の管理経営に関する法律（昭和 26 年法律第 246 号）第 6 条の規定に基づき、東北森林管理局長が定める令和 7 年 4 月 1 日から令和 12 年 3 月 31 日までの 5 年間を計画期間とする雄物川森林計画区に係る国有林野の管理経営に関する計画である。

1:500,000



米代西部

米代東部

岩手北部

上小阿仁支署

仁別山

秋田市

秋田森林管理署

船岡山

大仙市

辛田、角館山

吉田、宮田山

仙北市

田沢湖

生保、田沢山

盛岡

大曲山

美郷町

千厩山

横手市

橋川、増田山

由利

岩手南部

羽後町

秋田森林管理署湯沢支署

皆瀬山

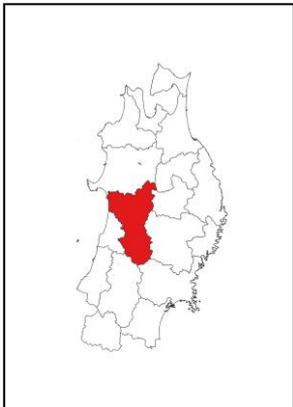
雄勝山

東成瀬村

湯沢市

鹿上交署

宮城北部



目 次

| | |
|--|----|
| はじめに | 1 |
| 1 国有林野の管理経営に関する基本的な事項 | |
| (1) 国有林野の管理経営の基本方針 | 2 |
| ① 森林計画区の概況 | 2 |
| ② 国有林野の管理経営の現状及び評価 | 2 |
| ア 計画区内の国有林野の現況 | |
| イ 主要事業の実績 | |
| (ア) 伐採量 | |
| (イ) 更新量 | |
| (ウ) 保育量 | |
| (エ) 林道の開設及び改良 | |
| (オ) 保護林・緑の回廊 | |
| ③ 持続可能な森林経営の実施方向 | 6 |
| ア 生物多様性の保全 | |
| イ 森林生態系の生産力の維持 | |
| ウ 森林生態系の健全性と活力の維持 | |
| エ 土壌及び水資源の保全と維持 | |
| オ 地球的炭素循環への森林の寄与の維持 | |
| カ 長期的・多面的な社会・経済的便益の維持及び増進 | |
| キ 森林の保全と持続可能な経営のための法的、制度的及び経済的枠組 | |
| ④ 政策課題への対応 | 8 |
| (2) 機能類型に応じた管理経営に関する事項 | 8 |
| ① 機能類型ごとの管理経営の方向 | 8 |
| ア 山地災害防止タイプにおける管理経営の指針その他山地災害防止タイプに関する事項 | |
| (ア) 土砂流出・崩壊防備エリア | |
| (イ) 気象害防備エリア | |
| イ 自然維持タイプにおける管理経営の指針その他自然維持タイプに関する事項 | |
| ウ 森林空間利用タイプにおける管理経営の指針その他森林空間利用タイプに関する事項 | |
| エ 快適環境形成タイプにおける管理経営の指針その他快適環境形成タイプに関する事項 | |
| オ 水源涵養タイプにおける管理経営の指針その他水源涵養タイプに関する事項 | |
| ② 地区ごとの管理経営の方向 | 11 |
| ア 仁別、太平山地区（秋田 1～288 林班） | |
| イ 桧木内川、田沢湖畔地区（秋田 1001～1181、3053～3066 林班） | |
| ウ 玉川地区（秋田 3001～3052 林班） | |
| エ 荒川、淀川地区（秋田 2001～2128 林班） | |
| オ 齊内川、川口川、丸子川地区（秋田 2145～2205 林班） | |
| カ 西ノ又川地区（秋田 2129～2144 林班） | |
| キ 雄物川上流部地区（湯沢 1～98、1001～1066 林班） | |
| (3) 森林・林業施策全体の推進への貢献に必要な事項 | 14 |
| ① 「新しい林業」の実現に向けた効率的な施業の推進と民有林関係者への普及 | 14 |

| | | |
|------------------------|-------|----|
| ② 林業事業体・林業経営体の育成 | ----- | 14 |
| ③ 森林・林業行政に対する技術支援 | ----- | 14 |
| ④ 森林・林業技術者等の育成と支援 | ----- | 15 |
| (4) 主要事業の実施に関する事項 | ----- | 15 |
| ① 伐採総量 | ----- | 15 |
| ② 更新総量 | ----- | 15 |
| ③ 保育総量 | ----- | 16 |
| ④ 林道の開設及び改良の総量 | ----- | 16 |
| (5) その他必要な事項 | ----- | 16 |
| ① 地球温暖化防止対策の推進 | ----- | 16 |
| ② 生物多様性の保全 | ----- | 16 |
| ③ 地域の安全・安心を確保する治山対策の推進 | ----- | 17 |

2 国有林野の維持及び保存に関する事項

| | | |
|------------------------------|-------|----|
| (1) 巡視に関する事項 | ----- | 17 |
| ① 山火事防止等の森林保全巡視 | ----- | 17 |
| ② 境界の保全管理 | ----- | 17 |
| (2) 森林病虫害の駆除又はそのまん延の防止に関する事項 | ----- | 18 |
| (3) 特に保護を図るべき森林に関する事項 | ----- | 18 |
| ① 保護林 | ----- | 18 |
| ② 緑の回廊 | ----- | 18 |
| (4) その他必要な事項 | ----- | 18 |
| ① 野生鳥獣との共生及び被害対策 | ----- | 18 |
| ② 希少な野生生物の保護 | ----- | 19 |
| ③ その他 | ----- | 19 |

3 林産物の供給に関する事項

| | | |
|--------------------------|-------|----|
| (1) 木材の安定的な取引関係の確立に関する事項 | ----- | 19 |
| (2) その他必要な事項 | ----- | 20 |

4 国有林野の活用に関する事項

| | | |
|-------------------|-------|----|
| (1) 国有林野の活用の推進方針 | ----- | 20 |
| (2) 国有林野の活用の具体的手法 | ----- | 20 |
| (3) その他必要な事項 | ----- | 20 |

5 国有林野と一体として整備及び保全を行うことが相当と認められる民有林野の整備及び保全等に関する事項

| | | |
|------------------------------------|-------|----|
| (1) 民有林と連携した施業や民有林材との協調出荷の推進に関する事項 | ----- | 20 |
| (2) 公益的機能維持増進協定の締結に関する基本的な方針 | ----- | 21 |
| (3) その他必要な事項 | ----- | 21 |

6 国民の参加による森林の整備に関する事項

| | | |
|----------------------------------|-------|----|
| (1) 国民参加の ^{もり} 森林に関する事項 | ----- | 21 |
| (2) 分収林に関する事項 | ----- | 22 |
| (3) その他必要な事項 | ----- | 22 |
| ① 森林環境教育への取組 | ----- | 22 |
| ② 地域住民や関係機関と連携した取組 | ----- | 22 |
| ③ 国有林野事業への理解と支援に向けた多様な情報受発信 | ----- | 23 |

7 その他国有林野の管理経営に関し必要な事項

| | | |
|--------------------------|-------|----|
| (1) 林業技術の開発、指導及び普及に関する事項 | ----- | 23 |
| (2) 地域の振興に関する事項 | ----- | 23 |
| (3) その他必要な事項 | ----- | 23 |
| ① 秋田県水源森林地域の保全に関する条例 | ----- | 23 |
| ② 花粉発生源対策 | ----- | 23 |

はじめに

我が国の国土面積の2割、森林面積の3割に当たる国有林野の管理経営は、森林経営の用に供するものとされた国有財産として、①国土の保全その他国有林野の有する公益的機能の維持増進を図るとともに、あわせて、②林産物を持続的かつ計画的に供給し、③国有林野の活用によりその所在する地域の産業の振興又は住民の福祉の向上に寄与することを目標として行うものとされている。

また、国有林野の管理経営を行う国有林野事業については、平成25年度から、それまでの特別会計により企業的に運営する事業から一般会計において実施する事業に移行し、民有林に係る施策との一体的な推進を図りつつ、公益的機能の発揮に向けた適切な施業や木材の持続的かつ計画的な供給等を推進してきたところである。

国有林野に対する国民の期待は、国土の保全や地球温暖化の防止、水源の涵養等の面が大きく、今後とも、公益的機能の維持増進を図っていく必要がある。また、民有林において、森林経営管理制度等による森林の経営管理の集積・集約化や森林環境譲与税を活用した森林整備等の取組が進められている中で、林業経営体の育成や市町村を始めとする民有林行政に対する技術支援などが求められている。

こうした中、東北森林管理局は、森林・林業や国有林野事業に対する国民の多様な要請と期待を踏まえつつ、公益重視の管理経営を一層推進するとともに、その組織・技術力・資源を活用して民有林に係る施策を支え、森林・林業施策全体の推進及び地域の林業・木材産業の振興に貢献するための取組を進めていくこととする。

本計画は、国有林野の管理経営に関する法律第6条の規定に基づいて、東北森林管理局長があらかじめ国民の意見を聴いた上で、国有林野の管理経営に関する基本計画に即し、森林法で定める国有林の森林整備・保全に関する計画である国有林の地域別の森林計画と調和して、今後5年間の雄物川森林計画区における国有林野の管理経営に関する基本的な事項を定めた計画である。

今後、雄物川森林計画区における国有林野の管理経営は、本計画に基づき、関係行政機関と連携を図りつつ、地域住民の理解と協力を得ながら適切に行うこととする。

1 国有林野の管理経営に関する基本的な事項

(1) 国有林野の管理経営の基本方針

① 森林計画区の概況

本森林計画の対象区域は、秋田県の中央から南部に位置し、北は米代川森林計画区、東は岩手県の馬淵川上流、北上川上流及び北上川中流森林計画区、西は子吉川森林計画区、南は宮城県の宮城北部森林計画区と山形県の最上村山森林計画区に接し、秋田市などの5市2町1村にまたがる国有林野 154,682ha である。

本森林計画区は、北部は焼山(1,366m)、八幡平(1,613m)などの奥羽山脈北部山岳が連なり、東部は奥羽山脈が南北に縦走し、駒ヶ岳(1,637m)、和賀岳(1,439m)、栗駒山(1,626m)、神室山(1,365m)などの山岳により岩手県、宮城県及び山形県と接しており、三方を山地に囲まれている。一方、西部には出羽山地に属する丘陵状の山々が分布し、中央部には横手盆地が位置し、平坦地が広がっている。

主要河川は、山形県境を源とし、本森林計画区の中央を走り、役内川、皆瀬川、玉川、岩見川等の支流を集めて日本海に注ぐ雄物川がある。

本森林計画区の国有林野の96%が保安林に指定されており、水源涵養や土砂流出防備等に重要な役割を果たしている。

本森林計画区には栗駒山・栃ヶ森山周辺森林生態系保護地域や栗駒国定公園など、優れた自然環境、森林景観を有する地域や森林レクリエーションに適した地域も多く、国民の憩いの場として国有林が広く活用されている。

また、本森林計画区は秋田杉の一大産地であり、近年は国産材を扱う日本最大級の合板工場や木質バイオマス発電所が稼働していることから、地域経済に林産物を国有林野から供給する役割も担っている。

② 国有林野の管理経営の現状及び評価

ア 計画区内の国有林野の現況

本森林計画区の森林の現況(令和6年3月時点)は、以下のとおりである。

(ア) 人工林

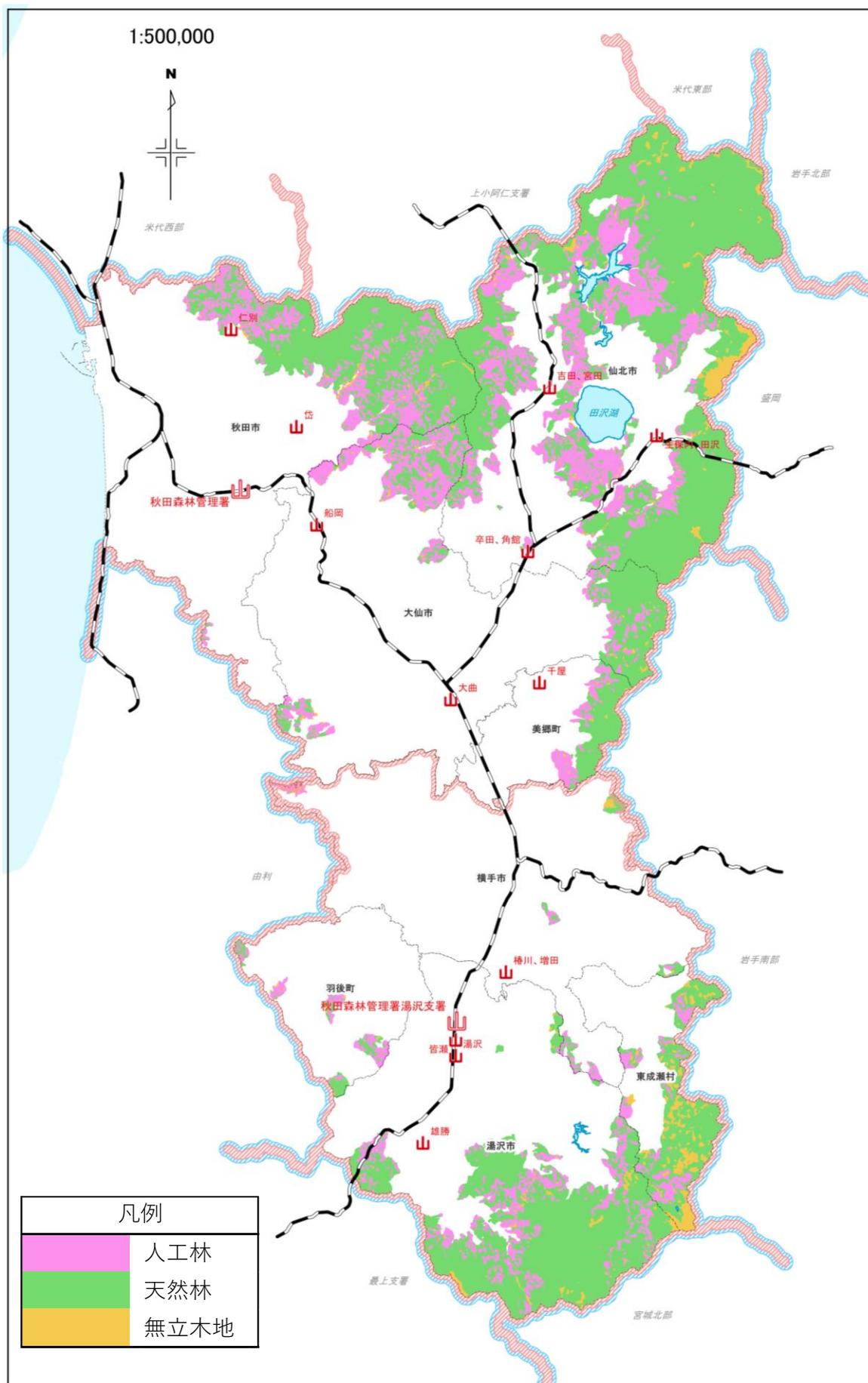
人工林面積は39,170haであり、立木地面積145,195haの27%を占めている。人工林のうち、38,306haが育成単層林、864haが育成複層林である。

また、人工林蓄積は11,257千m³で、総蓄積25,369千m³の44%を占めており、主な樹種別ではスギが8,793千m³(人工林蓄積の78%)、カラマツが818千m³(同7%)である。

齢級別人工林面積は、8～11 齢級が人工林全体の34%を占めており、また一般的な主伐期である10 齢級以上の人工林の割合は77%で、利用期に達している人工林が増加している。

(イ) 天然林

天然林面積は106,025haであり、立木地面積145,195haの73%を占めている。天然林のうち、291haが育成複層林、105,734haが天然生林であり、ブナやナラ類を主体とする広葉樹林が大半を占めているが、天然秋田スギやヒバ等の針葉樹も分布している。



图一 市町村别人工林、天然林別森林分布图

イ 主要事業の実績

第六次計画（令和2年度～令和6年度）における本森林計画区での計画に対する実績は以下のとおりである。

(ア) 伐採量

主伐の伐採量については、豪雨等による林道等の災害により事業実行を見合わせたことや、立木販売の入札不調、分収林契約相手の意向による伐期の延長等に伴う実施箇所の減少により、計画をやや下回る実績となった。

間伐の伐採量については、現地の実態に即した結果、計画を上回る実績となった。

(単位：材積 千m³)

| | 計 画 | | | 実 績 | | |
|-----|-----|------------------|-------|-----|------------------|-------|
| | 主 伐 | 間 伐 | 臨時伐採量 | 主 伐 | 間 伐 | 臨時伐採量 |
| 伐採量 | 578 | 697 (7,952ha) | 50 | 470 | 831 (5,276ha) | 17 |

注1) () は間伐面積である。

注2) 実績の数値については、令和2年度～令和5年度（前4年間）は実績数値、令和6年度分（最終年度）は見込み数値である。

注3) 臨時伐採量とは、事業の支障木や被害木等である。

(イ) 更新量

人工造林については、予定していた立木販売の入札不調や分収林の伐期延長、計画期間の後半に主伐した箇所の更新が次期計画に持ち越しになったことにより、計画を下回る実績となった。ただし、更新発生箇所ではおおむね計画どおりの実績となった。

天然更新については、薪炭共用林の伐採取りやめ等により、伐採面積が減少したことから、計画を下回る実績となった。ただし、更新発生箇所ではおおむね計画どおりの実績となった。

(単位：面積 ha)

| | 計 画 | | 実 績 | |
|-----|-------|------|------|------|
| | 人工造林 | 天然更新 | 人工造林 | 天然更新 |
| 更新量 | 1,220 | 432 | 630 | 279 |

注) 実績の数値については、令和2年度～令和5年度（前4年間）は実績数値、令和6年度分（最終年度）は見込み数値である。

(ウ) 保育量

下刈については、おおむね計画どおりの実績となった。

つる切・除伐については、現地植栽木の生育状況等を踏まえ適切に実施したことにより、計画を上回る実績となった。

(単位：面積 ha)

| | 計 画 | | 実 績 | |
|-----|-------|--------|-------|--------|
| | 下 刈 | つる切・除伐 | 下 刈 | つる切・除伐 |
| 保育量 | 2,055 | 217 | 2,126 | 633 |

注1) 実績の数値については、令和2年度～令和5年度（前4年間）は実績数値、令和6年度分（最終年度）は見込み数値である。

注2) つる切・除伐の実績には、除伐Ⅱ類を含まない。

(エ) 林道の開設及び改良

林道等の開設については、森林整備に必要な路網を計画したが、豪雨等による被災箇所を優先的に対応したため、計画を下回る実績となった。

林道の改良については、豪雨等による被災箇所への対応により、計画を上回る実績となった。

| 区 分 | | 計 画 | 実 績 |
|-----|--------|--------|-------|
| 開 設 | 路線数 | 20 | 8 |
| | 延長 (m) | 30,100 | 9,302 |
| 改 良 | 路線数 | 14 | 27 |
| | 延長 (m) | 1,321 | 2,293 |

注) 実績の数値については、令和2年度～令和5年度（前4年間）は実績数値、令和6年度分（最終年度）は見込み数値である。

(オ) 保護林・緑の回廊

保護林及び緑の回廊については、計画期間中の新たな設定及び廃止はなかった。

| | 前計画期首 | | 前計画期末 | |
|-----|-------|---------|-------|---------|
| | 箇所数 | 面積 (ha) | 箇所数 | 面積 (ha) |
| 保護林 | 21 | 23,259 | 21 | 23,259 |

| | 前計画期首 | | 前計画期末 | |
|------|---------|---------|---------|---------|
| | 延長 (km) | 面積 (ha) | 延長 (km) | 面積 (ha) |
| 緑の回廊 | 175 | 26,106 | 175 | 26,106 |

③ 持続可能な森林経営の実施方向

国有林野の管理経営に当たっては、開かれた「国民の森林」の実現を図り、現世代とともに将来世代へ森林からの恵沢を伝えるため、機能類型区分に応じた森林の適切な整備・保全等による持続可能な森林経営に取り組んでいく。

なお、持続可能な森林経営については、日本はモントリオール・プロセス※に参画しており、この中で国全体として客観的に評価するための7基準（54指標）が示されている。

本森林計画区内の国有林野について、この基準を参考に取り組んでいる施策及び森林の取扱い方針を整理すると次のア～キのとおりとなる。

ア 生物多様性の保全

地域の特性に応じた多様な森林生態系を保全していくため、針広混交林等の多様な林相の森林を整備及び保全していくとともに、希少な野生生物が生育・生息する森林について適切に保護するほか、造林、保育、伐採等の施業を行う場合も適切な配慮を行う。

関連する主な取組としては、次のとおりである。

- ・人工林の複層林化、針広混交林化等の多様な森林整備
- ・保護林及び緑の回廊の保護・管理
- ・保護林及び緑の回廊におけるモニタリング調査の実施
- ・希少猛禽類が生息する区域における施業時期や施業方法の配慮
- ・溪畔周辺の本래成立すべき植生による上流から下流までの連続性確保に配慮した施業の実施

イ 森林生態系の生産力の維持

森林としての成長力を維持し健全な森林を整備していくため、間伐等の施業を適切に実施するとともに、主伐期に達した森林において適切な施業による木材の生産と確実な更新を行い、もって公益的機能の発揮と両立した森林生態系の生産力の維持を図る。

関連する主な取組としては、次のとおりである。

- ・間伐等の森林整備の推進や、主伐及びその後の適確な更新
- ・コンテナ苗や大苗の導入等による低コスト造林に向けた取組
- ・効率的な森林施業等を可能とする路網の整備

ウ 森林生態系の健全性と活力の維持

外部環境から受ける影響による森林の劣化を防ぐため、森林病虫害及び野生鳥獣による被害、山火事等から森林を保全するとともに、被害を受けた森林の回復を行う。

関連する主な取組としては、次のとおりである。

- ・山火事を防止するための巡視の実施
- ・松くい虫、ナラ枯れ被害等の森林病虫害の監視強化及び必要に応じた防除対策の実施
- ・ニホンジカに対する監視体制の強化及び必要に応じた防除対策の実施

エ 土壌及び水資源の保全と維持

降雨や融雪等に伴う侵食から森林を守るとともに、水源の涵養を図るため、必要に応じて育成複層林施業や長伐期施業を推進するほか、山地災害により被害を受けた森林の整備復旧を行う。また、森林施業においても裸地化する期間の短縮や、尾根筋や溪流沿い等での森林の存置を行う。

関連する主な取組としては、次のとおりである。

- ・伐期の長期化により、長期的にみた裸地状態の面積の縮小
- ・尾根筋や溪流沿い等における皆伐の回避
- ・伐採跡地の適確な更新
- ・下層植生の発達を促すための間伐の推進
- ・治山事業の計画的な実施及び災害時における迅速な復旧対策の実施
- ・多様な根系の形成を促す複層林施業等の多様な森林づくりの推進

オ 地球炭素循環への森林の寄与の維持

森林による二酸化炭素吸収能力を将来にわたり十分に発揮させるため、間伐等を適切に実施するとともに、主伐及びその後の適確な更新を実施する。また、木材の二酸化炭素貯蔵機能や、化石燃料代替機能等を発揮させるため、木材利用を推進する。

関連する主な取組としては、次のとおりである。

- ・主伐及びその後の適確な更新の推進
- ・間伐等の森林整備の推進
- ・計画的な木材生産

カ 長期的・多面的な社会・経済的便益の維持及び増進

「国民の森林」に対する多様な期待に応えるため、森林が有する多面的機能の効果的な発揮とともに、森林浴や森林ボランティア、環境教育等、森林と人とのふれあいを確保するためのフィールドの提供や森林施業に関する技術開発等に取り組む。

関連する主な取組としては、次のとおりである。

- ・「協定締結による国民参加の森林づくり」制度を活用した、森林づくり活動のためのフィールドの提供
- ・レクリエーションの森の利用促進
- ・木材の安定的な生産による循環型社会構築への貢献

キ 森林の保全と持続可能な経営のための法的、制度的及び経済的枠組

ア〜カに記述した内容を着実に実行し「国民の森林」として管理経営を行うため、国有林野の関連する法律に基づく各計画制度の適切な運用を行う。また、管理経営の実施に当たっては、国民の意見を聴きながら進めるとともに、モニタリング等を通じて森林資源の状況を把握する。

関連する主な取組としては、次のとおりである。

- ・地域管理経営計画等に基づいた適正な管理経営
- ・地域管理経営計画等策定に向けた SNS も活用した意見募集
- ・国有林モニター制度の活用による、国有林野事業に関する意見聴取
- ・広報誌やホームページの充実による情報発信
- ・森林現況の着実な把握

※「モンテリオール・プロセス」とは、1992 年の地球サミットで採択された「森林原則声明」を具体化するため、温帯林等の持続可能な経営のための基準・指標の作成と活用を進めることを目的として、1993 年に始められた自主的な国際的取組のこと。我が国を含め、米国、カナダ、ロシア、中国等の 12 か国が参加している。

④ 政策課題への対応

本森林計画区では、森林及び林業をめぐる情勢等を踏まえ、

- ・森林の公益的機能の発揮に向けた森林吸収源対策、生物多様性の保全、地域の安全・安心を確保する治山対策
- ・地域の林業・木材産業への貢献に向けた木材の安定供給、民国連携した森林整備
- ・「国民の森林」としての国有林野の活用に向けた国民参加の森林づくり等に取り組む。

(2) 機能類型に応じた管理経営に関する事項

① 機能類型ごとの管理経営の方向

国有林野の管理経営に当たっては、公益重視の管理経営の一層の推進を旨とする方針の下で、個々の国有林野を重視すべき機能に応じて区分し、いわゆる公益林として適切な管理経営を行う。

具体的には、国有林の地域別の森林計画に定める公益的機能別施業森林の区域との整合に留意しつつ、本森林計画区の国有林野を、国土保全を目的とする「山地災害防止タイプ」、原生的な森林生態系の維持・保存等を目的とする「自然維持タイプ」、森林レクリエーション利用等を目的とする「森林空間利用タイプ」、気象緩和等の人間の居住環境の保全を目的とする「快適環境形成タイプ」、水源の涵養を目的とする「水源涵養タイプ」の 5 つに区分する。なお、機能類型と国有林の地域別の森林計画における公益的機能別施業森林の対応は下表に示すとおりである。

また、林相の維持・改良等に必要な施業の結果、伐採・産出される木材については、有効利用を図るとともに、各機能の発揮に支障を及ぼさない範囲での齢級構成の偏りの改善や地域のニーズに応じた主伐を計画的に行い、木材の安定的な供給に寄与するよう努める。

なお、機能類型ごとの具体的な管理経営については、別冊「管理経営の指針」に基づき行う。

国有林の機能類型と公益的機能別施業森林の対応

| 機能類型 | | 公益的機能別施業森林 | | |
|-----------|--------------|------------------------------------|---------------------------|---------------------------|
| 山地災害防止タイプ | 土砂流出・崩壊防備エリア | 水源涵養機能維持増進森林 (立地条件により除外する場合もある) | 山地災害防止機能／ 土壌保全機能維持増進森林 | |
| | 気象害防備エリア | | | 快適環境形成機能維持増進森林 |
| 自然維持タイプ | | | 保健機能維持増進森林 | 山地災害防止機能／ 土壌保全機能維持増進森林 |
| 森林空間利用タイプ | | | 保健機能維持増進森林 | 山地災害防止機能／ 土壌保全機能維持増進森林 |
| 快適環境形成タイプ | | | 快適環境形成機能維持増進森林 | |
| 水源涵養タイプ | | | | |

注) 分収林・共用林野については、契約等に基づく取扱いとする。

ア 山地災害防止タイプにおける管理経営の指針その他山地災害防止タイプに関する事項
土砂の流出・崩壊、その他山地災害による人命・人家等施設の被害の防備、その他災害に強い国土の形成に係る機能を重点的に発揮すべき森林であり、次の事項に留意して、保全対象と当該森林の位置関係、地形や地質、森林現況等を踏まえた適切な管理経営を行う。
具体的には、山地災害防止タイプについては、土砂流出・崩壊防備エリアと気象害防備エリアの2つに分けて取り扱う。

(ア) 土砂流出・崩壊防備エリア

根系が深く発達し、適度な陽光が入るよう密度管理することによって下層植生の発達が良好な森林に誘導又は維持し、必要に応じて土砂の流出・崩壊を防止する治山施設等を整備する。

(イ) 気象害防備エリア

樹高が高く下枝が密に着生しているなど、遮蔽能力が高く、諸害に対する抵抗力の強い樹種によって構成される森林に誘導又は維持するために必要な管理経営を行う。

イ 自然維持タイプにおける管理経営の指針その他自然維持タイプに関する事項

自然の推移に委ねることを原則として、保護を図るべき森林生態系を構成する野生生物等の特性に応じ、保全すべき自然環境の維持・形成に必要な管理経営を行う。

特に我が国の気候帯又は森林帯を代表する原生的な天然林や地域固有の生物群集を有する森林、希少な野生生物の生育・生息に必要な森林については、保護林として設定し、厳格な保護・管理に努める。

ウ 森林空間利用タイプにおける管理経営の指針その他森林空間利用タイプに関する事項

保健、文化、教育等の様々な利用の形態に応じた管理経営を行うものとし、具体的には、景観の向上やレクリエーションの利用を考慮した森林の整備を行い、必要に応じて遊歩道等の施設の整備を行う。

なお、国民の保健・文化的利用に供するための施設又は森林の整備を積極的に行うことが適当と認められる国有林野については、「レクリエーションの森」として選定する。

エ 快適環境形成タイプにおける管理経営の指針その他快適環境形成タイプに関する事項

騒音や粉塵等の緩和及び風害や霧害等の気象害防止等、地域の快適な生活環境を保全する観点から、汚染物質の吸着能力が高く、かつ、抵抗性があり、葉量の多い樹種によって構成される森林に誘導又は維持するために必要な管理経営を行う。

オ 水源涵養^{かん}タイプにおける管理経営の指針その他水源涵養^{かん}タイプに関する事項

良質で豊かな水の安定供給を確保する観点から、浸透・保水能力の高い森林土壌を有し、根系や下層植生の発達が良好な森林に誘導又は維持するために必要な管理経営を行う。

② 地区ごとの管理経営の方向

本森林計画区は、次の地区に大別され、それぞれ重点的に行うべき管理経営は次のとおりである。

ア 仁別、太平山地区（秋田 1～288 林班）

太平山を中心とした地域で、新城川、旭川、三内川、石見川の上流部は、ブナ等を主とする天然林が広がっている。中下流部の里山地帯では、スギを主とする人工林の造成が進み、生育の良いスギ人工林がみられる。

地区の大半は水源かん養保安林に指定され、一部は、太平山県立自然公園、秋田県自然環境保全地域、生物群集保護林、仁別自然休養林等に指定されている。したがって、水源涵養機能の発揮とともに、自然環境の保全、風致景観の維持及び保健休養の場の提供等の機能の発揮が期待されることから、主に「水源涵養タイプ」に区分し、一部は「自然維持タイプ」または「森林空間利用タイプ」に区分して管理経営を行う。

イ 桧木内川、田沢湖畔地区（秋田 1001～1181、3053～3066 林班）

桧木内川流域はスギを主とした人工林が広く造成されている。上流域は全域が水源かん養保安林に指定されており、水源涵養機能の発揮が期待されることから、主として「水源涵養タイプ」に区分して管理経営を行う。

田沢湖畔は、田沢湖抱返り県立自然公園、田沢湖風景林に指定されており、田沢湖の湖面と周辺の山岳美とが相まった優れた景観の維持及び保健休養の場の提供等の機能の発揮が期待されることから、主に「自然維持タイプ」または「森林空間利用タイプ」に区分して管理経営を行う。

ウ 玉川地区（秋田 3001～3052 林班）

雄物川流域の最大の支流である玉川流域に位置しており、重要な水源涵養地帯であるため、水源涵養機能の発揮が期待されることから、主に「水源涵養タイプ」に区分して管理経営を行う。

当地区のうち、玉川源流部から田沢湖にかけては、十和田八幡平国立公園、田沢湖抱返り県立自然公園等、ブナを主体とした天然林が広がり、玉川温泉、乳頭温泉郷等の観光資源も豊富で入込者も多く、特に玉川源流部は、葛根田川・玉川源流部森林生態系保護地域に指定されていることから、自然環境の保全、風致景観の維持及び保健休養の場の提供等の機能の発揮が期待されるため、主に「自然維持タイプ」または「森林空間利用タイプ」に区分して管理経営を行う。

エ 荒川、淀川地区（秋田 2001～2128 林班）

荒川、淀川の上流域に位置し、スギを主体とした人工林が大半を占める。ほぼ全域が水源かん養保安林に指定されており、水源涵養機能の発揮が期待されることから、主に「水源涵養タイプ」に区分して管理経営を行う。

オ 齊内川、川口川、丸子川地区（秋田 2145～2205 林班）

白岩岳、薬師岳、真昼岳等の奥羽山地の比較的急峻な峰を連ねた地区であり、一帯は、水源かん養、土砂流出防備等の保安林に指定されている。また、大半が真木真昼県立自然

公園に指定されており、優れた景観を有し、自然環境の保全と山地災害の防止等の機能の発揮が期待されることから、主に「山地災害防止タイプ」または「自然維持タイプ」に区分して管理経営を行う。

カ 西ノ又川地区（秋田 2129～2144 林班）

出羽丘陵に属し、総体的にはコナラを主体とした広葉樹林で、峰筋にはアカマツが点在し、沢沿いにはスギ人工林が生育している。西ノ又川の上流には南外ダムがあり、水源涵養機能の発揮が期待されることから、主に「水源涵養タイプ」に区分して管理経営を行う。

キ 雄物川上流部地区（湯沢 1～98、1001～1066 林班）

高松川、役内川、成瀬川、皆瀬川の上流域に位置し、雄物川流域全体の最上流部にあたり、重要な水源地帯として、多くが水源かん養保安林に指定されている。また、ブナを主体とした原始的な自然環境が保持されており、特に、栗駒山周辺は、栗駒国定公園、栗駒山・栃ヶ森山周辺森林生態系保護地域、栗駒自然休養林等に指定されていることから、主に「水源涵養タイプ」または「自然維持タイプ」に区分して管理経営を行う。

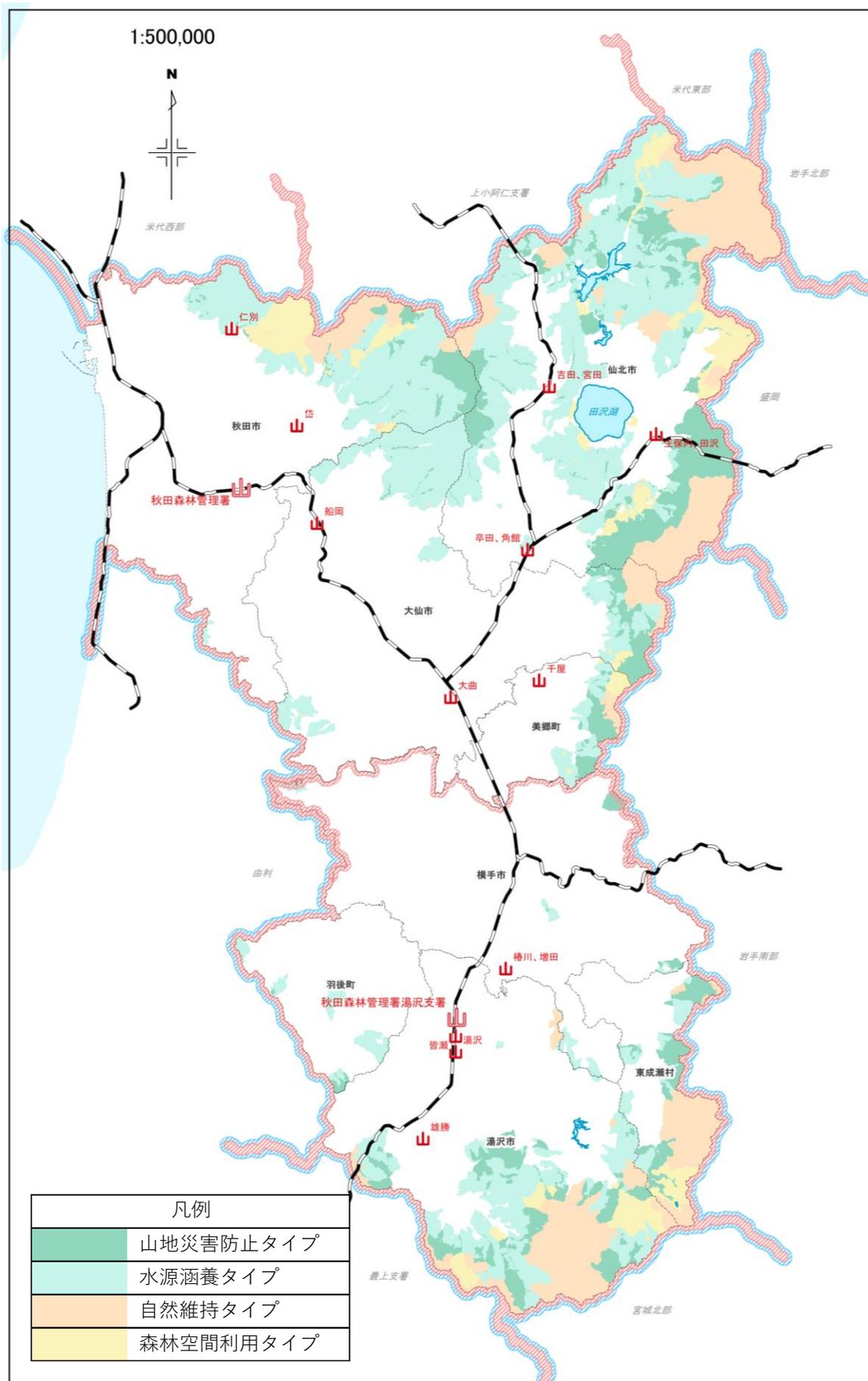


図-2 国有林の機能別森林分布図

(3) 森林・林業施策全体の推進への貢献に必要な事項

国有林野の管理経営に当たっては、県、市町村を始めとする幅広い民有林関係者等と密接な連携を図りながら、森林の有する多面的機能の発揮を基本としつつ、その組織・技術力・資源を活用して民有林に係る施策を支え、森林・林業施策全体の推進及び地域の林業・木材産業の振興に貢献していくこととする。

このため、森林・林業基本計画に掲げる「新しい林業」の実現、担い手となる林業経営体の育成、国産材の安定供給体制の構築等に向け、特に次に掲げる取組を推進する。

また、これらの取組に当たっては、機能類型区分の管理経営の考え方を踏まえ、水源涵養タイプに区分された人工林のうち自然条件や社会的条件から持続的な林業生産活動に適したものを特に効率的な施業を推進する森林として設定・公表し、当該森林を活用して主伐・再造林等の主に林業に関する取組を民有林関係者に分かりやすい形で効果的に進める。

① 「新しい林業」の実現に向けた効率的な施業の推進と民有林関係者への普及

伐採から再造林・保育に至る収支のプラス転換を可能とする「新しい林業」の実現に向けて、民有林への普及を念頭に置き、産学官連携の下に、林業の省力化や低コスト化等に資する技術開発・実証を推進するとともに、事業での実用化を図り効率的な施業を推進することとする。

特に、造林の省力化や低コスト化に向けてエリートツリーの導入等の新たな手法を事業に活用する取組を進めるとともに、レーザ計測やドローン等の事業への応用についても検討していく。

また、こうした成果については、現地検討会やホームページでの結果の公表等を通じて、民有林関係者等への普及・定着に取り組むこととする。

加えて、事業発注を通じた施策の推進や全国における多数の事業実績の統一的な分析等が可能な国有林野事業の特性を活かし、工程管理の方法や改善等生産性向上に効果的な手法の普及・定着を図る取組を推進する。

② 林業事業体・林業経営体の育成

林業従事者の確保等に資する観点から、事業発注者という国有林野事業の特性を活かし、年間の発注見通しや市町村単位での将来事業量の公表を行いつつ、安定的な事業発注に努めるとともに、安全対策、技術力向上の取組等を評価・加点する総合評価落札方式や事業成績評定制度の活用、複数年契約によるまとまった面積の間伐等事業の実施、労働安全対策に配慮した事業実行の指導などにより、林業事業体の育成に取り組むこととする。

あわせて、民有林の経営管理の担い手となる効率的かつ安定的な林業経営体の育成を図るため、地域の林業経営体が対応可能となる規模の樹木採取区の指定など樹木採取権制度の適切な運用を通じて、林業経営体の経営基盤の強化に努める。また、森林経営管理制度に係る林業経営体の受注機会の拡大に配慮する。さらに、分収造林制度を活用した経営規模拡大の支援に取り組むこととする。

③ 市町村の森林・林業行政に対する技術支援

森林経営管理制度の取組が進む中で、森林総合監理士（フォレストラー）の資格を有する職員等を活用しつつ、市町村のニーズに応じて、森林・林業技術に関する研修への市町村職員等の受入れや公的管理を行う森林の取扱い手法の普及など、県と連携して市町村の森

林・林業行政等に対する技術支援に積極的に取り組むこととする。

④ 森林・林業技術者等の育成支援

大学の研究・学習へのフィールド提供等を通じ、森林・林業技術者の育成を支援するとともに、林業従事者の育成に向けた林業大学校等への講師派遣等に努めることとする。

(4) 主要事業の実施に関する事項

主伐については、自然条件や社会的条件を考慮して実施箇所を選定し、複層林や針広混交林への誘導など、多様な森林整備を推進するとともに確実な更新を進め、公益的機能の向上を図る。

間伐については、地球温暖化防止に係る森林吸収源対策として進めるとともに、列状間伐や路網と高性能林業機械を組み合わせた低コストで効率的な作業システムの定着に努める。

更新については、低コスト化を図るため、エリートツリーの導入等の新たな手法を事業に活用する取組を進めるとともに、伐採から植栽までを一体的に行う「一貫作業システム」や、コンテナ苗の活用等に努める。また、天然更新も活用しながら健全で多様な森林への誘導にも取り組む。

保育については、画一性を排し、造林木の生育状況等現地の実態に即して箇所ごとに必要性を判断し、実施回数の低減など保育経費の低コスト化を図る。

林道及び森林作業道については、それぞれの道の役割や自然条件、作業システム等に応じて適切に組み合わせた整備を図る。また、災害の激甚化を踏まえ、排水機能の強化などにより路網の強靭化・長寿命化を進めるとともに、曲線部の拡幅などにより走行車両の大型化等に取り組む。

本計画期間における各事業の総量は以下のとおりである。

① 伐採総量

(単位：m³)

| 区分 | 主伐 | 間伐 | 臨時伐採量 | 計 |
|----|---------|----------------------|--------|-----------|
| 計 | 731,000 | 675,000 (5,434ha) | 55,000 | 1,461,000 |

注1) () は、間伐面積である。

注2) 臨時伐採量とは、事業の支障木や被害木など、あらかじめ箇所ごとの伐採量を見込むことが困難なものである。

② 更新総量

(単位：ha)

| 区分 | 人工造林 | 天然更新 | 計 |
|----|------|------|-------|
| 計 | 941 | 328 | 1,269 |

注) 四捨五入のため、計が一致しないものがある。

③ 保育総量

(単位：ha)

| 区分 | 下刈 | つる切・除伐 | 計 |
|----|-------|--------|-------|
| 計 | 1,570 | 619 | 2,189 |

注) 四捨五入のため、計が一致しないものがある。

④ 林道の開設及び改良の総量

| 区分 | 開設 | | 改良 | |
|----|-----|--------|-----|-------|
| | 路線数 | 延長(m) | 箇所数 | 延長(m) |
| 計 | 15 | 17,799 | 10 | 629 |

(5) その他必要な事項

① 地球温暖化防止対策の推進

我が国は、パリ協定下における温室効果ガス排出削減目標の達成、2050年カーボンニュートラルの実現に貢献するため、地球温暖化対策計画に基づき、適切な森林整備・保全や木材利用などに取り組むこととしている。

このため、国有林野事業として上記1(1)③オに記載のほか、木材の利用促進に取り組むとともに、木材利用について国民への啓発に努める。

具体的には、治山工事において、治山ダムに使用する型枠に木材を利用した残存型枠や、針葉樹型枠用合板を積極的に利用するとともに、山腹工における土留工、柵工及び水路工等についても木製構造物を採用するなど木材を積極的に利用する。また、林道工事においても、盛土箇所に必要な土留工や柵工等に木製構造物を採用するなど木材を積極的に利用する。

② 生物多様性の保全

我が国の森林生態系における生物多様性は、長期的には損失傾向にあり、気候変動等による影響も懸念されていることから、昆明・モンリオール生物多様性枠組を踏まえネイチャーポジティブ（自然再興）実現に向けた30by30目標等が掲げられた生物多様性国家戦略2023-2030や気候変動適用計画に基づき、生物多様性の保全の取組を推進していく必要がある。

そのため、原始的な天然林や希少な野生生物が生育・生息する森林について、引き続き、適切な保全管理を行う。また、溪畔周辺については、野生生物の生息・生育場所や移動経路の提供、種子などの供給源等として、生物多様性の保全上重要な役割を担っているため、本来成立すべき植生による上流から下流までの連続性を確保することにより、よりきめ細やかな森林生態系ネットワークの形成に努める。

それ以外の森林においても、地域の森林の現況に基づき、適切な間伐の実施、針広混交

林化、複層林化、長伐期化、尾根筋等適切な保護樹帯の設定、様々な生育段階等からなる森林のモザイク的配置などの積極的な整備など、多様で健全な森林の整備・保全を推進することにより生物多様性の保全に配慮する。

30by30 目標の達成に向けては、保護地域としての国立公園等の新規指定・拡張や保護地域以外で生物多様性の保全に資する地域（OECM）の設定等に適切に対応する。

③ 地域の安全・安心を確保する治山対策の推進

大雨や短時間強雨の発生頻度の増加等により、山地災害が激甚化・頻発化する傾向にあることを踏まえ、国土強靱化基本計画等に基づき治山対策を推進する。具体的には、山腹崩壊等による土砂流出量の増大、流木災害の激甚化など災害の発生形態の変化等に対応して、流域治水と連携しながら、被災危険度や発生危険度等を考慮しつつ、山地災害危険地区等におけるきめ細やかな治山ダムの配置等による土砂流出の抑制等を推進する。その際、治山対策等による森林の機能の維持・向上は、Eco-DRR（生態系を活用した防災・減災）やグリーンインフラの考え方にも符合する取組であることを踏まえるとともに、現地の実状に応じた在来種による緑化など生物多様性保全の取組にも努める。

また、大規模な山地災害発生時には、被害状況を速やかに調査するためにヘリコプターやドローン等を活用した被害調査を実施するとともに、専門技術を有した職員からなるMAFF-SAT（農林水産省・サポート・アドバイス・チーム）をリエゾン（情報連絡員）や山地災害対策緊急展開チームとして現地に派遣するなどし、国有林防災ボランティアの協力も得つつ、民有林への支援も含めた迅速な災害対策、二次災害防止対策を図ることとする。

あわせて、治山事業による国土保全の取組について地域住民へ情報提供する。

2 国有林野の維持及び保存に関する事項

(1) 巡視に関する事項

① 山火事防止等の森林保全巡視

日常の森林保全巡視を着実に実施することにより、山火事及び廃棄物の不法投棄の未然防止、森林病虫害及び鳥獣被害の早期発見・防除、高山植物の保護、保安林の適切な管理等の保全管理に努める。

また、保全管理の実施に当たっては、地域住民、県、市町村、ボランティア、NPO等との協力・連携を図り、入林者への山火事防止や不法投棄防止意識の啓発等に努めるとともに、風水害による山地崩壊、倒木、林道等施設の災害の未然防止、あるいは早期発見に努める。

特に、路網の整備に伴い、廃棄物の不法投棄が発生することも想定されるので、不法投棄の未然防止のため、地域住民及び関係機関と連携を図りつつ、随時巡視に努める。

② 境界の保全管理

境界の適切な保全管理は、国有林野の管理経営の基礎であることから、境界標識類の確認、境界の巡視、不明標の復元を計画的に行い、境界の保全管理に努める。

また、居住地域周辺等に所在する国有林野については、権原が未設定での占有使用やゴミの不法投棄等が生ずることのないよう、重点的に保全管理に努める。

(2) 森林病虫害の駆除又はそのまん延の防止に関する事項

森林病虫害等の被害対策については、保護樹帯の設置、適切な保育の実行等による森林病虫害等に対する抵抗性の高い森林の整備等、被害の未然防止に努めるとともに、早期発見及び早期駆除を基本とし、日常の管理を通じて適時適切に行う。

特にナラ枯れ被害については、県・市町村と連携した「ナラ枯れ被害対策協議会」への参加や、防除対策として、「おとり丸太法」の新規の実施、田沢湖コナラ遺伝資源希少個体群保護林内での薬剤防除事業などの被害対策等を行う。また、被害の監視、被害木の駆除、未被害木の伐採・利用など、関係機関と連携した被害対策を講じる。

(3) 特に保護を図るべき森林に関する事項

① 保護林

本森林計画区には、亜高山帯と山地帯が形成され、多様な湿原も散在する「葛根田・玉川源流部森林生態系保護地域」を含め 21 か所の保護林を設定しており、モニタリング調査等を実施するとともにその結果に基づき、厳格な保護・管理を図る。

また、大学や試験研究機関に対して積極的な情報提供に努め、要請に応じ、学術研究フィールドとして提供する。

なお、入林者の影響等による植生荒廃の防止等の措置が必要な箇所については、地域の関係者等との利用ルールの確立や管理者不在の歩道等においても関係自治体等へ貸付の要請をするとともに、立入を可能とする区域においては、学習の場等として多くの国民が利用できるよう努める。

② 緑の回廊

本森林計画区には、3箇所の緑の回廊を設定している。

「奥羽山脈緑の回廊」は、奥羽山脈沿いに、北は八甲田山周辺から、南は蔵王山周辺に至るまで、約 2 km の幅で延長約 400km にわたって設定しており、本森林計画区には延長約 100km が含まれる。

「八幡平太平山緑の回廊」は、奥羽山脈の八幡平焼山から南西方向に続き、大覚野峠を經由し太平山に至るまで、約 2km の幅で延長約 60km にわたって設定しており、本森林計画区内にはその全区域が含まれる。

「鳥海朝日・飯豊吾妻緑の回廊」は、関東森林管理局と連携して、山形県の中央部を南北に縦断するとともに、山形県の秋田、新潟、福島及び宮城県境沿いに約 2 km の幅で延長約 260km にわたって設定しており、本森林計画区には延長約 15km が含まれる。

緑の回廊においては、将来的に多様な樹種や複数の樹冠層からなる天然林を指向することとし、林内空間・照度及び採餌空間の確保等、野生生物の生育・生息環境の整備を図る観点から、針広混交林に誘導するための抜き伐り等に努めるとともに、民有林関係者とも連携しつつ、質的充実に努める。

(4) その他必要な事項

① 野生鳥獣との共生及び被害対策

野生鳥獣との共生については、森林施業を計画的に実施していく中で、野生鳥獣の移動経路等の生息環境を維持していくよう配慮する。

野生鳥獣による被害対策については、関係省庁、県、市町村等と情報を共有しつつ、日

常の森林保全巡視において森林に対する獣害の監視に努める。

特に、近年その分布が拡大しているニホンジカについては、更なる分布拡大と被害発生を防止するための監視を強化し、分布情報や被害状況の的確な把握に努める。また、県、市町村等と情報を共有し、必要に応じて連携した被害対策を実施する。

また、近年、本森林計画区内の玉川地区において、ツキノワグマによる人身被害が多発している状況を踏まえ、市・県・警察等の関係機関と連携し、当地域への入林規制等の対策を講じる。

② 希少な野生生物の保護

希少な野生生物については、生育・生息地の情報把握に努めるとともに、必要に応じて専門家の協力も得ながら、森林の各種機能の発揮との調整を図りつつ、その保護に努める。

特に、イヌワシ、クマタカ、クマゲラ等の希少な鳥類については、引き続き営巣情報の把握に努めるとともに、営巣地周辺で事業を実施する場合は、専門家の意見を聞き、繁殖時期等に配慮し慎重に実施する。

③ その他

「自然維持タイプ」と「森林空間利用タイプ」については、地域住民、ボランティア、NPO等とも連携を図りながら、生物多様性保全の視点も踏まえつつ希少種の保護や外来種の侵入防止等に努める。

3 林産物の供給に関する事項

(1) 木材の安定的な取引関係の確立に関する事項

本森林計画区においては、スギ等の人工林資源が本格的な利用期を迎えている。このような状況を踏まえ、公益重視の管理経営を推進する中で、機能類型区分に応じた適切な施業の結果得られる木材については、地域における木材の安定供給体制の構築や木材利用の促進が図られるよう、地域や樹材種ごとの木材の価格、需給動向を把握しつつ、安定的・持続的供給に努める。

立木販売による供給については、ニーズに応じた安定供給体制の構築等に貢献するものとなるよう効果的な木材供給に努めることとする。加えて、地域の木材需要の動向等を踏まえて適切に樹木採取権制度の活用を図る。

生産された原木の利用促進に当たっては、販売を市場へ委託するなど民間の木材市場等を活用するとともに、加工・流通コストの削減や民有林管理への貢献等に取り組む需要者と協定を締結して需要先へ直送する「安定供給システム販売」を推進する。

さらに、広葉樹等の民有林からの安定供給が期待しにくい林産物の計画的かつ安定的な供給に努める。特に、一定の規格を満たした優良材について、「  天然秋田杉」、  広葉樹」と規定し、広く普及に取り組むとともに安定供給に努める。またスギ高品質材については、県内の民・国連携ブランド材「あきたの極上品」と規定し、その供給にも取り組む。

なお、世界的な木材需給の変動など、森林・林業・木材産業を取り巻く情勢が複雑さを増す中、木材需要の急変時には、地域や関係者の意見の迅速かつ的確な把握に取り組み、国有林野事業の特性を活かした供給調整機能を発揮することとする。

(2) その他必要な事項

公共関連工事や施設での木材利用を進めるため、治山・林道工事等において、木材の特質を考慮しつつ法面保護工、治山ダム等に間伐材等を積極的に利用するとともに、庁舎等の施設を新築する場合は、木造化・木質化を積極的に推進するなど、率先して木材の利用に努める。

また、県、市町村等関係機関と間伐材等木材需要についての情報交換を進めるとともに、林業・木材産業関係者と連携しつつ、木材利用の促進に寄与する。

4 国有林野の活用に関する事項

(1) 国有林野の活用の推進方針

国有林野の活用に当たっては、本森林計画区の自然的、社会・経済的な特色を踏まえつつ、住民の意向等を考慮して、公用、公共用、公益事業の用に供する活用、都市と農山漁村の交流の促進、公衆の保健のための活用等、地域における産業の振興や地域住民の福祉の向上に資するよう努める。

その際、再生可能エネルギー発電事業の用に供する場合には、国土の保全や生物多様性の保全等に配慮するとともに地域の意向を踏まえつつ、適切な活用を図る。また、令和3年に整備した貸付け等手続きマニュアルに基づき、手続きの迅速化・簡素化等に努めることとする。

なお、国有林野の活用については、盛土を始めとする土地の形質の変更等に係る各種法令に基づく許認可等を確認するほか、制限のない国有林野についても林地開発許可制度に準じて取り扱う。

(2) 国有林野の活用の具体的手法

国有林野の活用については、公益的機能が発揮されるよう調整を図りつつ取り組む。

また、県、市町村等との情報交換を密にし、公用、公共用、公益事業のための活用に資するとともに、不要地、余剰地については、ホームページ等を活用し、広く情報の提供に努める。

特に「仁別自然休養林」、「栗駒自然休養林」については、森林レクリエーション及び保健休養の場として利用促進を図るとともに、森林ボランティアによる森林パトロール、森林環境美化活動等を推進する。「仁別自然休養林」については、「日本美しい森 お薦め国有林」として、外国人旅行者を含む観光客へ向けた情報の発信を行う。

(3) その他必要な事項

特になし。

5 国有林野と一体として整備及び保全を行うことが相当と認められる私有林野の整備及び保全等に関する事項

(1) 私有林と連携した施業や私有林材との協調出荷の推進に関する事項

地域における施業集約化の取組を支援するため、私有林と連携することで事業の効率化や森林経営管理制度の導入に資する区域については、森林共同施業団地を設定し、私有林野と連結した路網の整備と相互利用の推進、計画的な間伐等に取り組む。また、森林共同施業団地や、国産材の流通合理化のニーズが高い地域等においては、国産材の安定供給体

制の構築に資するよう路網や土場の共同利用やこれまでの「安定供給システム販売」の実績や経験を活かして民有林材との協調出荷等に取り組む。

(2) 公益的機能維持増進協定の締結に関する基本的な方針

国有林野に隣接・介在する民有林野の中には、小規模で孤立分散し立地条件が不利であること等から森林所有者等による整備及び保全が十分に行われていないものがみられ、その位置関係等により、当該民有林野における土砂流出等の発生が国有林野の発揮している国土保全等の公益的機能に悪影響を及ぼす場合や、鳥獣、病害虫、外来種その他の森林の公益的機能に悪影響を及ぼす動植物の繁殖が国有林野で実施する駆除等の効果の確保に支障を生じさせる場合がある。

このため、このような場合において、公益的機能維持増進協定制度を活用し、国有林野の有する公益的機能の維持増進を図るために有効かつ適切なものとして、民有林野と一体的に施業を実施する取組を推進することとし、このことを通じて民有林野の有する公益的機能の維持増進にも寄与する。

具体的には、森林施業の集約化を図るための林道や森林作業道の開設とこれらの路網を活用した間伐等の施業、地域の森林における生物多様性の保全を図る上で必要となる外来種の駆除等を民有林野と一体的に実施する取組を推進する。

公益的機能維持増進協定の締結に当たっては、森林法等の定めに従い、民有林野の森林所有者等にも原則として相応の費用負担を求めるなど、合理的な役割分担の下での一体的な森林の整備及び保全の実施に向けた条件整備を進める。

(3) その他必要な事項

特になし。

6 国民の参加による森林の整備に関する事項

(1) 国民参加の森林に関する事項

国民が自主的に行う森林整備や保全活動を推進するため、県、市町村、教育機関、及び企業・NPO等と国民参加の森林づくりに係る協定を締結し、取組内容に応じて国有林野をフィールドとして提供するとともに、活動主体に対して必要な助言・技術指導等の支援や情報提供を行う等、多様な取組に努める。

ふれあいの森

| 名 称 (市町村) | 面 積 (ha) | 位 置 (林小班) |
|------------------|----------|--------------------------------------|
| 小山こ自然の森 (仙北市) | 2.40 | 大影小影国有林 (秋田 1159 わ 1、1170 い) |
| 連合の森 (東成瀬村) | 2.50 | 沼ノ又、合居川国有林 (湯沢 1007 れ 1) |
| すずこやの森 (東成瀬村) | 12.23 | 沼ノ又、合居川国有林 (湯沢 1007 れ 2、 つ 1、つ 2) |

社会貢献の森

| 名 称 (市町村) | 面 積 (ha) | 位 置 (林小班) |
|---------------|----------|--------------------|
| 山女の森 (湯沢市) | 1.00 | 役内山国有林 (湯沢 65 て 1) |

遊々の森

| 名 称 (市町村) | 面 積 (ha) | 位 置 (林小班) |
|------------------|----------|--------------------|
| 外ノ山遊々の森 (仙北市) | 4.58 | 外ノ山国有林 (秋田 1161 わ) |

(2) 分収林に関する事項

国有林野の所在する地域の振興と国民参加による森林整備、緑化思想の普及のため、地元地域のみならず都市部の住民にも広く働きかけ、国民自らが森林資源の造成や地球環境の保全・形成に参画できる制度として推進する。また、木材の安定確保等を目的とした、木材の需要者による分収造林を積極的に推進する。

さらに、そのほかの企業や団体等に対しては、業種の枠にとらわれない社会貢献活動の一環として、森林資源の造成や環境保全に資する森林育成に参画を求め、分収林事業（「法人の森林」）を積極的に推進する。

(3) その他必要な事項

① 森林環境教育への取組

学校、県、市町村、企業、ボランティア、NPO、地域の森林所有者や森林組合等の民有林関係者等、多様な主体と連携しつつ森林環境教育を推進する。

具体的には「遊々の森」等の活用、森林教室等の体験活動、森林環境教育に適したフィールドの情報提供、森林環境教育のためのプログラムや教材の提供、指導者の派遣や紹介等の取組を積極的に行う。

その際、森林管理局・森林管理署等に設置した森林・林業・木材に関する相談窓口である「緑づくり支援窓口」を通じた情報提供、教職員やボランティアのリーダー等に対する普及啓発や技術指導、森林環境教育のプログラムや教材の提供など、波及効果が期待される取組にも努める。

② 地域住民や関係機関と連携した取組

NPO等が行う自主的な森林整備等へのフィールドの提供や必要な技術指導を行うなど、国民による国有林野の積極的な利用を推進することとし、森林整備や保全活動の要請に対応したNPO等と森林管理署等との協定の締結等、多様な取組に努める。

また、地域の林業・木材産業を支える取組として、秋田林業大学校への講師派遣を行い、林業技術者の人材育成に努める。

③ 国有林野事業への理解と支援に向けた多様な情報受発信

国有林野事業の実施に係る情報の開示、地域で開かれる自然教育活動への協力等を通じ、森林・林業に関する情報・サービスの提供に努めるとともに、学生職場体験プログラムの受入れ、現場研修会へのフィールド提供等を行う。また、地域管理経営計画の策定等の機会を通じて広く国民の意見を聴くこととする。

さらに、国有林モニター制度の活用等により、国有林野事業の活動全般について国民の意見を聴くなど、国民と国有林との双方向の情報・意見の交換を図ることにより、国民の要望の的確な把握や、これを反映した管理経営の推進等、対話型の取組を進め、国有林野事業に対する幅広い理解と支援を得るよう努める。

7 その他国有林野の管理経営に関し必要な事項

(1) 林業技術の開発、指導及び普及に関する事項

国有林野を高性能林業機械の研修や、大学・試験研究機関等の学術研究のためのフィールドとして提供するとともに、試験地等を活用して技術交流を図るなど、民有林との連携強化に努める。

また、効率的な事業の実施に向け、ドローン等の機器の活用積極的に取り組む。

長期にわたり実施してきたブナの豊凶状況の調査について、森林総合研究所と連携して観測、分析するとともに、評価結果を研究機関等に情報提供し、ブナ林の保全に資する研究の発展につなげる。

(2) 地域の振興に関する事項

森林の整備や林産物の販売、国有林野の活用、「森林サービス産業」への活用を含む森林空間の総合利用等、国有林野事業の諸活動と国有林野の多様な利活用、森林・林業施策全体の推進への貢献を通じて、地域産業の振興、住民の福祉の向上等に寄与するよう努める。

また、地域の要請にきめ細かく対応し、地域振興等に資する国有林野の貸付や売払いに努める。

なお、本森林計画区では、豊かな自然環境が地域の重要な資源となっていることを踏まえ、地域性を活かした産業の振興のための国有林野の活用や景観に配慮した施業の実施等について、地域の要望への積極的な対応に努める。

(3) その他必要な事項

① 秋田県水源森林地域の保全に関する条例

「秋田県水源森林地域の保全に関する条例」の対象となる国有林野では、水源涵養機能^{かん}の維持増進、水質の汚濁の防止等に配慮した森林施業を適切に実施する。

② 花粉発生源対策

花粉発生源対策についての社会的要請に適切に対応するため、国有林野におけるスギの植栽に際しては、可能な限り花粉症対策苗木の使用に努める等、花粉発生源対策を加速化する。

特に、スギ人工林伐採重点区域に準じた国有林においては、スギ人工林の伐採と花粉の少ない苗木等への植替えを効果的・集中的に進める。